



航空危険物規則書第 57 版(2016 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 57th Edition Effective 1 January 2016
ADDENDUM Posted 19 January 2016 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2016 年 1 月 1 日発効の第 57 版に対する下記の変更内容に留意されたい。

変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

政府例外規定の新規または訂正 (2. 8. 2)

2. 8. 1. 3 のリストに以下を追加する。

フランスの後に	ガーナ	GHG
インドの後に	インドネシア	IDG

新規追加 GHG - ガーナ (Ghana)

GHG-01 ガーナ民間航空局法律 (Ghana Civil Aviation Authority Legislation) は、すべての分類の危険物輸送が ICAO の航空による危険物の安全輸送に関する技術指針、IATA 危険物規則およびガーナの航空 (安全) 規則 [L. I. 2000] Part18 に従って行われることを要求する。

GHG-02 ガーナ民間航空局法律は、ガーナ民間航空局からの許可証が伴っており、その許可証に記載された条件に従っている場合を除き、次の品目の航空機による輸送を明確に禁止する。

- ・ 武器および弾薬
- ・ 火薬類、運航のために航空機に搭載する必要があるものを除く
- ・ 毒性ガス

- ・ 病毒を移しやすい物質
- ・ 放射性物質、放射性同位元素および類似した物質

GHG-03 ガーナ発/着/通過の兵器、弾薬およびすべての種類の火薬類の輸送は国家安全保障局（内務省）（National Security (Ministry of Interior)）およびガーナ民間航空局から取得した許可証を必要とする。

GHG-04 運航者は、GCAA に指示された場合はいつでも、未引き取りの危険物、損傷した危険物および/または漏洩している危険物を荷受人および荷送人と調整して発地国に返送する責任を負う。

すべての申請は下記によって管理される。

The Director-General
Ghana Civil Aviation Authority
Private Mail Bag
Kotoka International Airport
Accra, GHANA

Telephone: +233 (0) 302-776171

Fax: +233 (0) 302-773293

Sita: ACCIYX;AFTN:DGAAFYX

email: info@gcaa.com.gh

Website: www.gcaa.com.gh

新規追加 IDG - インドネシア (Indonesia)

IDG-01 インドネシアを発着、または通過して危険物の輸送を行いたい運航者は、民間航空局長、航空安全局長 (Directorate of Civil Aviation c.q Directorate of Aviation Security) から危険物免許を取得しなければならない。すべての申請は所定の書式で作成され、インドネシア航空輸送危険物当局に提出されなければならない。

IDG-02 インドネシア領空を通過して区分 1.4 を除く第 1 分類（火薬類）、区分 6.2（病毒を移しやすい物質）および第 7 分類（放射性物質）の危険物輸送を行いたい運航者は、インドネシアの航空輸送危険物当局 (National Authority for Dangerous Goods Transported by Air) に通知しなければならない。

運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

- ・アトラスジェット航空(Atlasjet Airlines)の後に :アトラスジェット ウクライナ (Atlasjet Ukraine) UH
- ・ガルーダインドネシア航空 (Garuda Indonesia) の後に : ゴル航空 (GOL Airlines) G3
- ・ジェットスターアジア (Jetstar Asia) の後に : ジェットスタージャパン (Jetstar Japan) GK
- ・ジェットスタージャパン (Jetstar Japan) の後に : ジェットスターパシフィック (Jetstar Pacific) BL

訂正 3K (ジェットスターアジア)

3K-03 新品または使用済みの内燃機関エンジンの旅客手荷物による輸送は受託しない。
~~すべての新品および使用済み内燃機関エンジンの輸送については、運航者の許可が要求される (2.3.5.15 参照)。~~

3K-05 ~~混載貨物の中の危険物は、非危険物貨物の冷却材として使用する場合の 1 機当たり最大 145 kg までの UN 1845 固形二酸化炭素/ドライアイスの場合を除き、輸送を受託しない。~~

貨物として輸送される危険物はジェットスターアジア航空機での輸送は受託しない。

以下の物は例外とする：

- ・最新の IATA 危険物規則書に合致して輸送するよう準備された航空機の部品や備品：および
- ・非危険物貨物の冷却材として使用する場合の 1 機当たり最大 145kg までの UN 1845 固形二酸化炭素/ドライアイス。

訂正 4C (ランコロンビア)

4C-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機への搭載は禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

リチウム電池 UN 3480、Section II

- ・旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池、それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時のみ、旅客機での輸送が受託される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

4C-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）(skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 4M (ランアルヘンティナ航空)

4M-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機への搭載は禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ リチウム電池 UN 3480、Section II
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池、それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時のみ、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

4M-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）(skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 5X (ユナイテッドパーセルサービス)

5X-07 ここで特定した品目には、以下の制限が適用される。

UN 3480 リチウムイオン電池で包装基準 965 の Section II に従って準備されたものは、旅客機での輸送が禁止されていることから、輸送経路によっては荷送人に戻されることが必要と

なる場合がある。詳細については、UPS.com を参照されたい。

- ・改修されたりリチウム電池、または機器と一緒に包装され、もしくは機器に内蔵された改修されたりリチウム電池の貨物は、UPS の航空危険物部 (UPS Air Dangerous Goods Department - SDF) により、特に認められた場合を除き受託しない。
- ・特別規定 A88、A99 または A183 の使用を要するいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS エアフレートサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) でのリチウム電池の輸送は UPS Air Dangerous Goods Department (SDF) の事前認可を取得しなければならない。

・UPS 小口貨物については、UN 3171、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は下記の条件でのみ受託する。

— 旅客機での量のみ；CAO としては受託しない。

— 貨物は最大総重量 30kg までに制限される。

— リチウム電池または UN 3480 または UN 3090 として個別に分類されたりリチウム電池を含む乗り物。乗り物の中に含まれる電池は最大正味量 5kg に制限される。

— UN3171 リチウム電池で作動する貨物について、UPS は追加のマーキング “Contains Lithium Batteries” を要求している。このマーキングは 7.1.4.4.1 に述べられた要件に合致していなければならず、また正式輸送品目名のマークの近くになければならない。

— 防漏型湿式電池または UN 2800 として個別に分類された防漏型湿式電池を含む乗り物。乗り物の中に含まれる電池は最大正味量 25kg に制限される。

- ・UN 3171、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) で、欠陥のあるまたは損傷した電池を含むものは UPS で受託しない。
- ・UN 3077、その他の固体の環境有害物質 (Environmentally hazardous substance, solid, n. o. s.) の貨物はいかなる UPS の航空サービス (UPS 小口貨物、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む) においても中型容器 (Intermediate Bulk Containers (IBCs)) に収納されている場合は、受託しない。
- ・UN 2807、磁性物質 (Magnetized materials) の貨物で、包装物のいかなる表面からも 4.6 m の距離で測定した磁界強度が 0.00525 ガウスを超えるものは、UPS のサービスでは受託しない。(UPS 小口貨物サービス、UPS フレートエアサービスまたは UPS エアカーゴサービスを含む)
- ・米国外の発地および/または着地における UN 3245、遺伝子組換え生物 (Genetically modified organisms)、または遺伝子組換え微生物 (Genetically modified micro-organisms) は、UPS 小口貨物サービスとして、受託しない。UPS 航空貨物については、関係国での貨物の輸入または経路についての可否を確認する為、ケースバイケースの承認が必要となる。

訂正 AA (アメリカン航空)

AA-03 水銀気圧計 (Mercurial barometers) は、IATA 規則書の Section 2.3.3.1 で認められた者を除き、受託手荷物または機内持ち込み手荷物としても輸送は受託しない (2.3.3.1 参照)。

AA-07 UN 3480、リチウムイオン電池、包装基準 965 の輸送は受託しない。

~~(例外：AA Stores から供された社用品 (COMAT) の部品および補給品)~~

AA-08 包装基準 966、967、969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に記載しなければならない。

包装基準 966、967、969 および 970 の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は必ず電池の個数と包装物の個数を記載しなければならない。複数の包装基準の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は必ず電池の個数と包装基準ごとの包装物の個数を記載しなければならない。オーバーパックまたは SLAC の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は電池の個数とオーバーパックまたは SLAC それぞれの包装物の個数を記載しなければならない。この情報は航空運送状または別個の書類に表示されなければならない。

訂正 AC (エアカナダ)

AC-06 包装基準 965 966—967、~~966~~ 969 および 970 Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に表示しなければならない。

新規追加

AC-07 2016 年 3 月 1 日より、エアカナダは包装基準 965 の Section II に従って貨物として準備された UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての委託貨物は包装基準 965 の Section I A または I B に従って輸送のために提供されなければならない。

AC-08 UN 3171、リチウムイオン電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は以下の追加的要件に合致しなければならない。

- ・その乗り物がリチウムイオン電池で駆動することの表示および各乗り物内のリチウムイオン電池の正味重量を危険物申告書の“取り扱い注意”欄に追加しなければならない。
- ・乗り物には偶発的な作動を防止する有効な手段が備えられていなければならない。
乗り物から取り外され、同一の外装容器内に乗り物とは別に包装されたリチウムイオン電池は UN 3481、機器と共に包装されたリチウムイオン電池 (Lithium ion batteries packed with equipment) として輸送に供されなければならない、包装基準 966 が適用されなければならない。

訂正 AS（アラスカ航空）

新規追加

AS-13 UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池（リチウムポリマー電池を含む）は、アラスカ航空の旅客機で貨物として輸送することは禁止される。この規定は包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用する。包装基準 965 に従って準備された輸送は、アラスカ航空の貨物専用機の便に限定される。

例外：包装基準 965 に従って、アラスカ航空の社用品 (AAG COMAT) として準備された UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池（リチウムポリマー電池を含む）は、アラスカ航空またはホライゾン航空の補給部門によってまたは補給部門へ輸送される場合アラスカ航空の旅客機に搭載することが許可される。

訂正 AY（フィンランド航空）

新規追加

AY-05 UN 3480 リチウムイオン電池。二次（充電式 (rechargeable)）のリチウムイオン単電池および組電池はフィンランド航空で貨物として輸送することは禁止される。この規定は包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用する。

新規追加 BL（ジェットスターパシフィック）

BL-01 貨物として委託される危険物は、ジェットスターパシフィックのどんな航空機でも輸送を受託しない。

訂正 EK（エミレーツ航空）

EK-02 以下の危険物はエミレーツ航空として貨物での輸送は受託しない。

- ・包装基準 968 の Section I A、I B および II に従い準備されたリチウム合金単電池および組電池を含む UN 3090 リチウム金属単電池および組電池。この禁止要件には、特別規定 A88、A99 に従い承認の下輸送されるリチウム金属電池および A201 の承認の下適用免除として輸送されるものも含まれる。
- ・包装基準 965 の Section I A、I B および II に従い準備されたリチウムポリマー単電池および組電池を含む UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池。この禁止要件には、特別規定 A88、A99 に従い承認の下輸送されるリチウム**金属イオン**電池も含まれる。

注：

リチウム電池の禁止要件は、旅客または乗務員が携行する危険物の規定でカバーされるリチウム電池(充電可および充電不可)には適用しない(2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

・ UN 2809 水銀

訂正 ES (ディー・エイチ・エル・アヴィエーション EEMEA)

ES-01 DHL Aviation EEMEA (DHX) で輸送される危険物貨物は、輸送に供される前に Regional Restricted Commodities Group-DHL Express **MENA Europe Headquarters** による事前手配と承認がある場合のみ受託する。

Regional Restricted Commodities Group - DHL Express MENA

Tel: +49 (0) 341 4499 4949

Fax: +49 (0) 341 4499 88 4942

e-mail: ~~regmena@dhl.com~~ rogalert@dhl.com

訂正 FJ (フィジー航空)

新規追加

FJ-03 UN 3480 リチウムイオン電池は貨物として許可されない。この規定は包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用する。

新規追加 **G3 (ゴル航空)**

G3-01 これらの分類のものは事前の承認および航空会社との事前手配がない限り輸送を受託しない。

- ・ 第 1 分類 火薬類
- ・ 第 2 分類 ガス類
- ・ 第 3 分類 引火性液体
- ・ 第 4 分類 可燃性固体、自然発火性物質、水と接触すると引火性ガスを発生する物質
- ・ 第 7 分類 放射性物質

許可の要請は、事前に電子メールで下記のアドレスに送信されなければならない。

email: gr-controlededequalidadecgo@voegol.com.br

注：ゴル航空についての最新の情報および制限は下記のウェブサイトで見つけることができる。

<http://vegol.com.br>

G3-02 病気を移しやすい物質は下記に従って事前手配がされることを条件に受託する。

- ・ 荷送人は輸送物が輸送のために法的に認められ、すべての関係国の必要要件に合致しているという証拠を提出しなければならない。
- ・ 荷送人は輸送物が生物由来物質カテゴリーB の基準に合致しているという医師、科学者またはそれと同等の専門家によって署名された証明書を航空会社に送付しなければならない。

感染した動物は輸送を受託しない。

G3-03 航空郵便で輸送される危険物は受託しない。

G3-04 荷送人は、輸送されるすべての危険物に関し、危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に記入しなければならない(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

この電話番号は以下には要求されない。

- ・ 2.7 で説明された少量危険物
- ・ ドライアイス
- ・ 消費者向け商品

G3-05 危険物是非危険物と混載してはならない。

G3-06 核分裂物質は輸送を受託しない。

G3-07 UN 3480 (リチウムイオン電池)、UN 3090 (リチウムメタル電池) および UN 3091 (機器に組み込まれたまたは機器と共に包装されたリチウムメタル電池) は航空会社の旅客機による貨物としての輸送を禁止する。この禁止は包装基準 966 または 967 に合致した機器に組み込まれたまたは機器と共に包装されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3481) には適用しない。リチウムイオン電池を含む電子タバコはゴル航空機での貨物としての輸送を禁止する。

訂正 GA (ガルーダインドネシア航空)

GA-04 物質の分類または識別に関して、少しでも疑いが生じた場合、荷送人はガルーダインドネシア航空またはその代表者の要求によりその物質の製品安全データシート (MSDS) を提供しなければならない。MSDS には国連番号、必要な場合には包装等級、正式輸送品目名とすべてのその他の輸送に関する情報を含めなくてはならない。

~~製品安全データシート (MSDS) は第 7 分類の危険物、乗り物、機器または機械およびエンジン内の危険物、ID 8000、磁性物質、固形二酸化炭素 (ドライアイス) および区分 6.2 を除く危険物に対して、提供されなければならない。MSDS は英語で書かなければならない。MSDS には国連番号、正式輸送品目名と他の輸送に関する情報を含めなくてはならない。~~

新規追加

GA-11 規定の適用が免除されない限り輸送禁止の危険物は、輸送を受託しない。

GA-12 ガルーダインドネシア航空国際線に乗って受託手荷物として弾薬を輸送することは許可されない。

GA-13 身に付けることが許可された医療に必要なガス状の酸素または空気のシリンダーは、ガルーダインドネシア航空が提供する。旅客が自身の酸素ボトルを使用することは認

められない。旅客の酸素ボトルは承認が得られた後機内持ち込みおよび受託手荷物として輸送することができる。

GA-14 回収容器は輸送を受託しない。

新規追加 GK (ジェットスター・ジャパン)

GK-01 (空欄)

GK-02 区分 4.1 の可燃性固体。乗客および乗務員は、個人で使用する目的でブックマッチ (book match) を航空機に持ち込むことを禁止する。ブックマッチは危険物貨物として適正に梱包され、申告された場合に限り許可される (2.3.5.6 参照)。

GK-03 新品または使用済みの内燃機関は旅客の手荷物としての輸送は受託しない。

GK-04 医療に必要なガス状の酸素または空気のシリンダーは、機内持ち込み手荷物としての場合に限り受託する (2.3.4.1 参照)。

GK-05 UN 3090 の輸送、リチウムメタル単電池および組電池はジェットスター航空機での輸送を禁止する。この規定は包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・ UN 3091、リチウムメタル単電池および組電池が包装基準 969 および 970 に従って機器と共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
- ・ UN 3481、リチウムイオン単電池および組電池が包装基準 966 および 967 に従って機器と共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
- ・ リチウム電池が旅客または乗務員が携行する危険物の規定に従って輸送される場合。

GK-06 UN 3480 の輸送 - リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・ A. O. G 予備品として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池 (リチウムポリマー電池を含む)。
 - “A. O. G Spares” の文言が危険物申告書の “Additional Handling Information” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “Handling Information” か “Nature and Quantity of Goods” 欄に記載されなければならない。
- ・ 緊急救命装置 (他の輸送手段が使用できない場合) として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池 (リチウムポリマー電池を含む)。
 - “Urgently required to Support Life-Saving Devices” の文言が危険物申告書の “Additional Handling Information” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “Handling Information” か “Nature and Quantity of Goods” 欄に記載されなければならない。

上記の適用免除される輸送は以下でなければならない。

- ・それぞれ正味量 100 kg 以下であること
- ・危険物規則書の関連部分に従っていること（たとえば使用される場合、危険物申告書）
- ・1 航空機当たりの合計重量が 100 kg 以下であること
- ・クラス C 貨物室に搭載すること（下部貨物室のみ）

訂正 JJ（タム航空）

JJ-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機への搭載は禁止され、貨物機専用（CAO）でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・リチウム電池。UN 3480 の Section II
- ・旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（表 2.3.A 参照）。
- ・人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。
それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-9967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

JJ-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）（skids (pallets)）に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア（barriers）を有していなければならない。

- ・強固な木製クレートまたはケージ（cage）を伴ったオーバーパック
- ・頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層（layer）がなければならない。

訂正 JQ（ジェットスター航空）

新規追加

JQ-05 UN 3090 の輸送、リチウムメタル単電池および組電池はジェットスター航空機での輸送を禁止する。この規定は包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・UN 3091、リチウムメタル単電池および組電池が包装基準 969 および 970 に従って機器と

- 共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
- ・ UN 3481、リチウムイオン単電池および組電池が包装基準 966 および 967 に従って機器と共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
 - ・ リチウム電池が旅客または乗務員が携行する危険物の規定に従って輸送される場合。

JQ-05 から変化して存続する JQ-06 の訂正は以下のとおり

JQ-0506 UN 3480 の輸送 - リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン**単電池および組電池**はジェットスター航空機で貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用する。

この禁止から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・ A. O. G 予備品として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池（リチウムポリマー電池を含む）。
 - “A. O. G Spares” の文言が危険物申告書の “Additional Handling Information” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “Handling Information” か “Nature and Quantity of Goods” 欄に記載されなければならない。
- ・ 緊急救命装置（他の輸送手段が使用できない場合）として出荷される UN 3480 リチウムイオン電池（リチウムポリマー電池を含む）。
 - “Urgently required to Support Life-Saving Devices” の文言が危険物申告書の “Additional Handling Information” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “Handling Information” か “Nature and Quantity of Goods” 欄に記載されなければならない。

上記適用免除される輸送は以下でなければならない。

- ・ それぞれ正味量 100 kg 以下であること
- ・ 危険物規則書の関連部分に従っていること（たとえば使用される場合、危険物申告書）
- ・ 1 航空機当たりの合計重量が 100 kg 以下であること；および
- ・ クラス C 貨物室に搭載すること（下部貨物室のみ）。

訂正 KC（アスタナ航空）

KC-01 荷送人は、輸送される**危険物申告書を必要とする**危険物（それぞれ）に関し、危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない **(8.0.1 参照)**。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は “Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の**できれば** “取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に、例えば、Emergency Contact +47 67 50 00 00 と記入しなければならない **(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)**。

~~24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。~~

KC-02 以下の分類/区分の危険物は、輸送を受託しない。アスタナ航空本社の事前許可なしに受託する。

- ・第1分類、(DGR 2.3によって認められている) 区分 1.4S の手荷物の弾薬のみを除く火薬類 (DGR 2.3によって認められている)
- ・区分 2.2 の非引火性、非毒性ガス
- ・第3分類、引火性液体
- ・第8分類、腐食性物質 区分 6.2 病毒を移しやすい物質
- ・第9分類、その他の有害物件 第7分類 放射性物質

すべての他の分類および区分の輸送については、事前に現地貨物販売事務所および/またはアスタナ航空貨物販売本部 (E-mail: cargo@airastana.com) の事前承認を必要とする。に事務所営業時間内に連絡すること。

KC-04 (空欄) Fokker-50 型機による危険物の輸送は禁止される。

KC-05 (空欄) 連絡可能な荷受人の電話番号およびファクシミリ番号を航空貨物運送状に記載しなければならない。

KC-07 (空欄) すべての危険性ラベルは危険性の特性を示す文言が含まれていなければならない (図 7.3.A から図 7.3.W、図 7.4.A および 10.7.7 参照)。

新規追加

KC-13 包装基準 965 の Section I A、I B および II に従って包装されたリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池、UN 3480 はアスタナ航空機による貨物としての輸送は禁止される。

訂正 KL (KLM オランダ/シティホッパー-B.V. 航空)

KL-06 UN 3480 リチウムイオン電池は下部貨物室のULD (ユニットロードデバイス) に搭載されなければならない。このため包装基準 965 Section II に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池を収納したULDで、荷送人により積みつけられたものが 9.1.4.1(g) で許可される場合、下部貨物用ULDとして輸送に供されなければならない。

訂正 KQ (ケニヤ航空)

KQ-09 一次 (充電不可) リチウム金属組電池および単電池、UN 3090 および UN 3091 は貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止は、以下には該当しない。

(a) 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されたリチウム電池 (表 2.3.A 参照)。

(b) 人道的理由で輸送される医療機器に組み込まれたリチウム金属組電池および単電池。

訂正 L7 (LANCO-リネア・アエレア・カーグエラ・デ・コロンビア)

L7-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II の UN 3480 リチウム電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

L7-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド (パレット) (skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 LA (ラン航空)

LA-16 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II の UN 3480 リチウム電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定に適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

LA-17 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド (パ

レット) (skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 LH (ルフトハンザ航空/ルフトハンザ貨物航空)

LH-02 空欄

~~混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下の貨物を除く。~~

- ~~・ 冷却材として使用される UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) を含む混載~~
- ~~・ 1ハウスの航空貨物運送状が付いた混載~~
- ~~・ 同一の荷送人で、1ハウス以上の航空貨物運送状が付いた混載
(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 10.8.1.5 参照)~~

LH-08

以下の制限がリチウムイオンおよびリチウム金属電池に適用される。

1. 包装基準 965 の Section II に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池および包装基準 968 の Section II に従って準備された UN 3090 リチウム金属電池は貨物としての輸送は受託しない。
2. ~~以下の包装基準 965 Section I A および I B に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池を収納したすべての貨物 (Consignments) は旅客機では貨物 (Cargo) として禁止される。UN 3480 のすべての貨物は包装物に貨物機専用ラベルが貼付され、貨物機専用 (CAO Cargo Aircraft Only) として表示されていなければならない。~~
 - ・ UN 3090 包装基準 968 の Section I A および I B に従って準備されたリチウム金属電池
 - ・ UN 3091 包装基準 969 の Section I に従って準備された機器と共に包装されたリチウム金属電池
 - ・ UN 3091 包装基準 970 の Section I に従って準備された機器に組み込まれたリチウム金属電池
 - ・ UN 3480 包装基準 965 の Section I A および I B に従って準備されたリチウムイオン電池
 - ・ UN 3481 包装基準 966 の Section I に従って準備された機器と共に包装されたリチウムイオン電池
 - ・ UN 3481 包装基準 967 の Section I に従って準備された機器に組み込まれたリチウム金属電池
3. ~~以下の包装基準 968 の Section I A および I B に従って準備された UN 3090 リチウム金~~

属電池を収納したすべての貨物(Consignments)は、本規則書で定めるとおり貨物機専用(CAO)として受託する旅客機および貨物機に貨物(cargo)として許可される。

これら制限は、以下のものには適用しない。

- ・ UN 3481 包装基準 966 Section I および II に従って機器と共に包装されたりチウムイオン電池
- ・ UN 3481 包装基準 967 Section I および II に従って機器に組み込まれたりチウムイオン電池
- ・ UN 3091 包装基準 969 Section I および II に従って機器と共に包装されたりチウム金属電池
- ・ UN 3091 包装基準 970 Section I および II に従って機器に組み込まれたりチウム金属電池

訂正 LP (ランペルー)

LP-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用(CAO)でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウムイオン電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池(表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

LP-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド(パレット)(skids(pallets))に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア(barriers)を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ(cage)を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層(layer)がなければならない。

訂正 LU (ランエクスプレス)

LU-08

リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機で

は禁止され、貨物機専用（CA0）でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウムイオン電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（表 2.3.A 参照）
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。
それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

LU-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）（skids (pallets)）に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア（barriers）を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ（cage）を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層（layer）がなければならない。

訂正 LX（スイスインターナショナルエアラインズ）

LX-06

以下の品目は、**スイスインターナショナルエアラインズ**で貨物としての輸送は受託しない。

- ・ UN 3090 Lithium Metal Batteries—PI 968、Section I A、I B および II
- ・ ~~UN 3090 Lithium Metal Batteries—PI 968、Section I B~~
- ・ UN 3091 Lithium Metal Batteries packed with Equipment—PI 969、Section I
- ・ UN 3091 Lithium Metal Batteries contained in Equipment—PI 970、Section I
- ・ UN 3480 Lithium Ion Batteries—PI 965、Section I A、I B および II
- ・ UN 3481 Lithium Metal Batteries packed with Equipment—PI 966、Section I
- ・ UN 3481 Lithium Metal Batteries contained in Equipment—PI 967、Section I

~~包装基準 965 の Section I B、UN 3480 のリチウムイオン電池は、スイスインターナショナルエアラインズ本社による認可が要求される。詳しい情報は、最寄りのスイスインターナショナルエアラインズ貨物事務所まで連絡すること。~~

訂正 M3（アブサカーゴ航空）

M3-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として

旅客機では禁止され、貨物機専用（CAO）でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウムイオン電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（表 2.3.A 参照）
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。
それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

M3-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）(skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 M7（マスエア）

M7-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用（CAO）でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウムイオン電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池（表 2.3.A 参照）
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。
それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注：包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

M7-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド（パレット）(skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア

ア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 MN (コムエアー)

新規追加

MN-08 固形二酸化炭素 (ドライアイス)、UN 1845 は包装基準 954 に適合している場合、輸送を受託する。これは MN-01 に規定された会社方針以外のものである。

MN-09 液体の環境有害物質、UN 3082 は包装基準 964 または Y964 に適合している場合、輸送を受託する。これは MN-01 に規定された会社方針以外のものである。

MN-10 生物由来物質カテゴリーB (Biological substance, Category B)、UN 3373 は包装基準 650 に適合している場合、輸送を受託する。これは MN-01 に規定された会社方針以外のものである。

訂正 MP (マーチンエアー・オランダ)

~~MP-06 UN 3480 リチウムイオン電池は下部貨物室のULD (ユニットロードデバイス) に搭載されなければならない。このため包装基準 965、Section II に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池を収納した ULD で、荷送人により積みつけられたものが 9.1.4.1 (g) で許可される場合、下部貨物用 ULD として輸送に供されなければならない。~~

訂正 OM (モンゴル航空)

OM-15 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属およびまたはリチウム合金単電池および組電池 (UN 3091) は、モンゴル航空便/機に貨物として輸送を禁止する (包装基準 969 および 970 参照)。

注：

上記の要件は社用品 (Company Material) に適用しない。

OM-19 以下のリチウムイオン電池は貨物としての輸送は受託しない。

- ・ リチウムポリマー単電池および組電池も含め、包装基準 965 の Section IA および IB に従い準備された UN 3480 のリチウムイオン単電池および組電池
- ・ 包装基準 966 および 967 の Section I に従い準備された UN 3481 のリチウムイオンおよびまたはリチウムポリマー単電池および組電池。

注：

上記の要件は MIAT-モンゴル航空社用品 (COMAT) には適用しない。

訂正 PZ (タム・メルコスール)

JACIS 誤植訂正。153 項、タン・メルコスールを タム・メルコスールへ訂正。

PZ-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウム電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注: 包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

PZ-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド (パレット) (skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

訂正 QK (ジャズ航空)

QK-06 包装基準 965 から 966、967、969 および 970 の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に表示しなければならない。

新規追加

QK-07 2016 年 3 月 1 日発効で、ジャズ航空は UN 3480、包装基準 965 の Section II に従って準備された貨物としてのリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての貨物は包装基準 965 の Section I A および I B に従って輸送に供されなければならない。

QK-08 UN 3171、リチウムイオン電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は以下の追加的要件に合致しなければならない。

- ・ その乗り物がリチウムイオン電池で駆動することの表示および各乗り物内のリチウムイ

- オン電池の正味重量を危険物申告書の“取り扱い注意”欄に追加しなければならない。
- ・ 乗り物には偶発的な作動を防止する有効な手段が備えられていなければならない。
乗り物から取り外され、同一の外装容器内に乗り物とは別に包装されたリチウムイオン電池は UN 3481、**機器と共に包装されたリチウムイオン電池(Lithium ion batteries packed with equipment)**として輸送に供されなければならない、包装基準 966 が適用されなければならない。

訂正 QR (カタール航空)

QR-07 以下の危険物は貨物としての輸送を受託しない。

- ・ UN 3090—包装基準 968 の Section I A および I B に従って準備されたりチウム合金単電池および組電池を含むリチウム金属単電池および組電池。包装基準 968 の Section II に従って準備された UN 3090 は輸送を受託する。
- ・ UN 3480—包装基準 965 の Section I A **および Section I B** に従って準備されたりチウムポリマー単電池および組電池を含むリチウムイオン単電池および組電池。包装基準 965 の Section **I B および Section II** に従って準備された UN 3480 は旅客機および貨物機の双方で受託される。

新規追加 R0 (タロム航空)

R0-04 リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池、UN 3480 はタロム航空機での貨物としての輸送は禁止される。

これは包装基準 965 の Section I A、Section I B および Section II に適用する。

この禁止は以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および包装基準 970 に従った**機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池**(UN 3091)
- ・ 包装基準 966 および包装基準 967 に従った**機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池**(UN 3091)

訂正 RV (エアカナダグループ)

RV-06 包装基準 **965 から 966、967、969 および 970** の Section II のリチウム電池の包装物の個数は、航空貨物運送状に表示しなければならない。

新規追加

RV-07 2016 年 3 月 1 日発効で、エアカナダグループは UN 3480、包装基準 965 の Section II に従って準備された貨物としてのリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての貨物は包装基準 965 の Section I A および I B に従って輸送に供されなければならない。

RV-08 UN 3171、リチウムイオン電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は以下の追加的要件に合致しなければならない。

- ・その乗り物がリチウムイオン電池で駆動することの表示および各乗り物内のリチウムイオン電池の正味重量を危険物申告書の“取り扱い注意”欄に追加しなければならない。
- ・乗り物には偶発的な作動を防止する有効な手段が備えられていなければならない。
乗り物から取り外され、同一の外装容器内に乗り物とは別に包装されたリチウムイオン電池は UN 3481、機器と共に包装されたリチウムイオン電池 (Lithium ion batteries packed with equipment) として輸送に供されなければならない、包装基準 966 が適用されなければならない。

訂正 SV (サウジアラビア航空)

新規追加

SV-14 以下の危険物はサウジアラビア航空機 (旅客機および貨物機) での貨物としての輸送を受託しない。

- ・UN 3090-包装基準 968 の Section I A、I B および II に従って準備された、リチウム合金単電池および組電池を含むリチウム金属単電池および組電池。この禁止は特別規定 A88 および A99 に従った認可および特別規定 A201 に従った適用免除の下で輸送されるリチウム金属電池も含む。
- ・UN 3480-包装基準 965 の Section I A、I B および II に従って準備された、リチウムポリマー単電池および組電池を含むリチウムイオン単電池および組電池。この禁止は特別規定 A88 および A99 に従った認可の下で輸送されるリチウムイオン電池も含む。

注：

例外：サウジアラビア航空補給所により供された社用品 (COMAT) の部品および補給品

訂正 TG (タイ国際航空)

TG-09 包装基準 965 の Section I A、I B および II に従って包装された UN 3480 リチウムイオン単電池および組電池ならびに包装基準 966 および包装基準 967 の Section I に従って準備された UN 3481 は、タイ国際航空機での貨物としての輸送は受託しない。

新規追加 UA (ユナイテッド航空)

UA-05 UN 3171、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) はユナイテッド航空による受託はしない。加えて、リチウムイオン電池を含む装置は以下のように受託しない。

- ・特別規定 A21 に規定されたような乗り物の定義に合致するリチウムイオン電池が組み込まれた装置；

- ・特別規定 A21 に規定されたような乗り物の定義に合致する装置と共に包装されたリチウムイオン電池。

訂正 UC (ランカーゴ)

UC-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウム電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム組電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注: 包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

UC-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド (パレット) (skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック
- ・ 木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層 (layer) がなければならない。

新規追加 UH (アトラスジェットウクライナ)

UH-01 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は “Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書のできれば “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に、例えば、Emergency Contact +47 67 50 00 00 と記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

UH-02 混載の中の危険物は、以下の貨物を除いて輸送の受託をしない。

- ・ 冷却材として使用される固形二酸化炭素 (ドライアイス) を含んだ混載貨物/混載

- ・ 1 マスターの航空貨物運送状に 1 ハウスの航空貨物運送状がついたもの
- ・ 1 マスターの航空貨物運送状に同一の荷送人から異なった荷受人宛での 1 ハウス以上の航空貨物運送状がついたもの

UH-03 予約および確認が、本規則に定義されたようなすべての危険物貨物に要求される (1.3.2 および 9.1.2 参照)

Atlasjet Ukraine Cargo:

Tel: +38 044 277 41 41 / +38 044 277 41 41 (ext. 8648)

Fax: +38 044 277 41 41

e-mail: cargo-ua@atlasglb.com

UH-04 製品安全データシート (MSDS) は第 7 分類の危険物、乗り物、機器または機械およびエンジン内の危険物、ID 8000、磁性物質、固形二酸化炭素 (ドライアイス) および区分 6.2 を除く危険物に対して、提供されなければならない。MSDS は英語で書かなければならない。MSDS には国連番号、正式輸送品目名と他の輸送に関する情報を含めなくてはならない。(8.0.1 および 8.3 参照)

UH-05 火薬類は区分 1.4S の物質および物品を除き輸送を受託しない (包装基準 101-143 参照)。

UH-06 微量危険物は受託しない。

UH-07 第 8 分類、腐食性物質包装等級 I および II の輸送は受託しない (包装基準 800 番台参照)。

UH-08 第 7 分類、放射性物質の輸送は受託しない。

UH-09 以下の品目は、アトラスジェットウクライナの便では受託しない。

- ・ UN 2803—Gallium
- ・ UN 2809—Mercury ; および
- ・ UN 3506—Mercury contained in manufactured articles

UH-10 UN 3090 リチウム金属電池。リチウム金属単電池および組電池は、アトラスジェットウクライナ機で貨物としての輸送を禁止する。これは、包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

当該禁止は、以下には適用しない。

- ・ 包装基準 969 および包装基準 970 に従って機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池 (UN 3091)、および包装基準 965 から包装基準 967 に従ったリチウムイオンの単電池および組電池 (UN 3480 および UN 3481)、または
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定によって適用されるリチウム電池 (充電可能および充電不可) (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

UH-11 包装基準 967 または包装基準 970 の Section II に従って準備された機器に組み込まれたリチウム電池の貨物はすべて、航空貨物運送状に Section II に示されたような必須な文言 (“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 967” or “Lithium

metal batteries in compliance with Section II of PI 970”) を含まなければならない。
本規定はリチウム電池取り扱いラベルを包装物に貼付する事が要求されない貨物にも適用される。

UH-12 本規則で定義された危険物は航空郵便で受託しない (2.4 参照)。

訂正 VA (ヴァージン・オーストラリア)

新規追加

VA-04 医療用のために必要な気体酸素または空気シリンダーは機内持ち込み手荷物に入れてあるかまたは機内持ち込み手荷物としてのみ輸送を受託する。(2.3.4.1 参照)

訂正 XG (サンエクスプレス・ジャーマニー)

新規追加

XG-08 リチウムイオンおよびリチウム金属の単電池および組電池は貨物としての輸送を受託しない。この禁止は、包装基準 965 から 970 のすべての部分に適用する。

この禁止は旅客または乗務員が携行する危険物の規定によって適用されるリチウム電池 (充電可能および充電不可) には適用しない (2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。

訂正 XL (ランエクアドル)

XL-08 リチウム組電池および単電池、UN 3090、UN 3091 および UN 3480 は、貨物として旅客機では禁止され、貨物機専用 (CAO) でのみ輸送される。

この禁止事項は以下には適用されない。

- ・ Section II に該当する UN 3480 リチウム電池
- ・ 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されるリチウム電池 (表 2.3.A 参照)
- ・ 人道的理由で輸送される医療機器に内蔵されているリチウム金属組電池および単電池。
それらのものはこの条件が記載された書類が提出された時のみ、旅客機での輸送が許可される。書類は保健機関または当局より発行される。

注: 包装基準 965-966-967、968-969-970 の Section II に従ってリチウム電池取り扱いラベルが貼付された包装物の個数が、航空貨物運送状の品物の性質欄に追加されることが望ましい。

新規追加

XL-11 プラスチック製ドラムまたはプラスチック製ジェリカンに収納され、スキッド (パレット) (skids (pallets)) に載せて供される単一容器内の液体危険物は以下の保護的バリア (barriers) を有していなければならない。

- ・ 強固な木製クレートまたはケージ (cage) を伴ったオーバーパック
- ・ 頑丈なファイバーボードを伴ったオーバーパック

- ・木製スキッドで供される場合、缶をスキッドから保護するファイバーボード層（layer）がなければならない。

訂正 XQ（サンエクスプレス）

新規追加

XQ-08 リチウムイオンおよびリチウム金属の単電池および組電池は貨物としての輸送を受託しない。この禁止は、包装基準 965 から 970 のすべての部分に適用する。

この禁止は旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池（充電可能および充電不可）には適用しない（2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照）。

第2章

28項～29項、表2.3.Aを以下の通り改定する。

表2.3.A 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定 (2.3)
(Provisions for Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew)

	搭載位置を機長に通知することが要求されるか			
	持ち込み手荷物として認められるか			
	受託手荷物として認められるか			
	航空会社の認可を必要とするか			
Avalanche rescue backpack (雪崩救助用バックパック) 区分2.2の圧縮ガスのカートリッジを含んだものを1人当たり1個携行できる。正味200mg未満以下の区分1.4Sを含んだ火工方式の始動装置付きのものでもよい。そのバックパックは誤作動のないように包装されていなければならない。バックパック内のエアバックは、圧力開放弁を備えていなければならない。	YES	YES	YES	NO
Batteries, spare/loose, including lithium metal or lithium ion cells or batteries (リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を含む予備電池/バラの電池) 携帯電子機器用のもので機内持ち込み手荷物としてのみ携行しなければならない。動力源が一次目的である物品、例えば携帯用充電器は予備電池と考えられる。電池は短絡を防ぐため個別に保護されていなければならない。	NO	NO	YES	NO
Heat producing articles (発熱物品) 水中トーチランプ(スキューバダイビング用ライト)および半田ごてなど。(詳細は2.3.4.6参照)。	NO YES	YES	YES	NO
Lithium Batteries: Portable electronic devices containing lithium metal or lithium ion cells or batteries (リチウム電池: リチウム金属もしくはリチウムイオンの単電池または組電池を内蔵した携帯電子機器) 携帯用酸素濃縮器(POC)のような医療用機器やカメラ、携帯電話、ノートパソコン、タブレット端末、携帯用充電器等の消費者向け電子機器を含む、個人使用目的で旅客または乗務員が携行するもの(2.3.5.9参照)。リチウム金属電池は(リチウム含有量が)2gを超えてはならず、リチウムイオン電池は(ワット時定格値が)100Whを超えてはならない。	NO	YES	YES	NO

31 項、以下のように修正する。

2.3.5.9 電池を組み込んだ携帯電子機器（医療用機器を含む）(Portable Electronic Devices (Including Medical Devices) containing Batteries)

個人使用を目的として旅客または乗務員により携行される、電池（バッテリー）を内蔵した携帯電子機器、これには携帯用酸素濃縮器（POC）などの医療用機器や、カメラ、携帯電話、ノートパソコン（lap-tops）およびタブレット端末、~~携帯用充電器（power banks）~~などの消費者向け電子機器が含まれる。これらは機内持ち込み手荷物に入れ携行することが望ましい。予備の電池は、元々の小売用容器に入れるか、またはそうでなければ、例えばむき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋あるいは保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。予備の電池は機内持ち込み手荷物に入れたものしか輸送してはならない。さらにリチウム電池については、以下の条件に従うこと。

- (a) 個々の機器に組み込まれた電池、または予備電池は、
 1. リチウム金属またはリチウム合金の電池については、リチウム内容量が 2 g 以下であること。または
 2. リチウムイオン電池については、ワット時定格値が 100 Wh 以下であること。
- (b) 組電池および単電池は、UN Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3 の要件に合致した型式のものでなければならない。
- (c) リチウム金属またはリチウムイオンの単電池あるいは組電池を内蔵した物品で、その主要な目的が他の機器に電力を供給することであるもの、例えば携帯用充電器（power banks）は機内持ち込み手荷物にのみ入れることが許可される。これらの物品は元々の小売用容器に入れるか、そうでなければ、例えば、むき出しの端子をテープで覆うか、または各電池を別々のプラスチック袋や保護的な袋に入れるなどして端子を絶縁し、短絡を防ぐよう個別に保護をしておかなければならない。
- (d) リチウム電池を内蔵した電子たばこは機内持ち込み手荷物に入れたもののみが許可される（2.3.5.17 参照）。
- (e) 機器を受託手荷物として持ち込む場合、旅客/乗員は不慮の作動を防止する措置を取らなければならない。

第4章

4.2 危険物リスト

新しい品目名を以下の通り追加する。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						G	H						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
	1,3,2-Benzodioxaborole					Forbidden		Forbidden		Forbidden		A210	
	Catecholborane					Forbidden		Forbidden		Forbidden		A210	

448 項、新規特別規定を追加する。

A210 当該物質は航空輸送禁止である。発地国および運航者の属する国の当局の事前許可を取得した場合のみそれらの当局が書面により定めた条件で貨物機専用により輸送することができる。

第5章

451 項、以下のとおり修正する。

5.0.1.3 貨物コンテナおよびULD（ユニットロードデバイス）の使用（Use of Freight Containers and Unit Load Devices）

荷送人は危険物が、貨物コンテナまたはULD（ユニットロードデバイス）の中に入っていないことを確認しなければならない。ただし、以下を除く。

.....

(g) 包装基準 965、966、967、969、970 の Section II の規定に合致したリチウムイオンまたはリチウム金属の単電池および組電池

注：4月1日より、包装基準 965 の Section II の要件に合致するリチウムイオン単電池およびリチウムイオン組電池は運航者に引き渡す前にいかなる貨物コンテナおよびULD（ユニットロードデバイス）にも積み付けてはならない。

.....

582 項、以下のとおり修正する。

包装基準 492

……

適合性要件

- ・ 物質は 5.0.2.6 により要求される容器と適合しなければならない。
- ・ 金属製容器は腐食耐性であるかまたは腐食に対する保護を有するものでなければならない。

……

追加包装要件

- ・ 容器は包装等級Ⅱの性能基準に合致しなければならない。
- ・ 単電池は単電池同士および単電池と外装容器の内面との接触を防ぎ、輸送中に外装容器内で単電池が危険な移動をしないよう確実にするために十分な緩衝材と一緒に外装容器に包装しなければならない。
- ・ 組電池は短絡に対して保護し、そして短絡を防ぐような方法で分離しなければならない。

679～680 項、包装基準 952 を以下のとおり修正する。

包装基準 952

本包装基準は旅客機にて、および貨物機専用として輸送される UN 3171、電池で作動する機器 (Battery-powered equipment) および電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) に適用する。

本包装基準は湿式電池、ナトリウム電池またはリチウム電池を動力とし、この電池が組み込まれたまま輸送される乗り物および機器に適用する。そのような乗り物および機器の例は電気自動車、芝刈機、車椅子および他の移動補助機である。内燃機関または燃料電池エンジンを内蔵している乗り物は UN 3166 として出荷されなければならない (包装基準 950 または 951 参照)。

直立 (上向き) 以外の姿勢で取り扱われる可能性がある場合は、乗り物は下記に表示された容器型式のうちの一つの強固で頑丈な外装容器に固定しなければならない。乗り物は、輸送中上向き姿勢を変更したりまたは乗り物に損傷を生じるいかなる移動をも防ぐよう、外装容器に固縛できる方法で固定しなければならない。

……

電池を動力とする乗り物、機械または機器は以下の要件に合致しなければならない。

- (a) **電池 (Batteries)**。すべての電池は乗り物、機械または機器の電池入れに、しっかり固定され損傷および短絡を防ぐような方法で保護しなければならない。加えて、
1. 非防漏型電池 (spilable batteries) が装着されている場合で、乗り物、機械または機器を取り扱う際に、電池 (Batteries) が本来の向きとは異なる状態になる可能性

がある場合は、電池を外して包装基準 492 または 870 に従い包装すること。

- リチウム電池 (lithium batteries) が装着されている場合、電池は別途発地国の当局により認可されているのでなければ、3.9.2.6 の規定に合致していなければならない。製造業者により、安全上の理由で欠陥がある、または損傷している、あるいは危険な熱または火災の発生や短絡の可能性があると識別されたリチウム電池は輸送禁止である。(たとえば安全上の理由で製造者に返送されるものなど。)

また電池は乗り物、機械または機器にしっかりと固定して、破損あるいは短絡が起きないように保護すること。

.....

UN number	Quantity per package Passenger aircraft	Quantity per package Cargo Aircraft Only
UN 3171, Battery-powered equipment, or Battery-powered vehicle	No limit	No limit

OUTER PACKAGINGS – Strong outer packagings - vehicles (外装容器 – 強固な外装容器 – 乗り物)

Type	Drums						Jerricans			Boxes							
Desc	Steel	Alum- inium	Ply- wood	Fibre	Plastic	Other metal	Steel	Alum- inium	Plastic	Steel	Alum- inium	Wood	Ply- wood	Recon- stituted wood	Fibre- board	Plastic	Other metal

696 項～699 項；包装基準 965 を以下のとおり修正する。

包装基準 965

.....

Section I A

.....

各単電池または組電池は以下でなければならない。

- 3.9.2.6 の規定に合致していること。および
- 上記の一般要件に合致していること。および

2016 年 4 月 1 日より

- リチウムイオン単電池およびリチウムイオン組電池は、定格容量の 30% 以下の充電率 (state of charge) (SoC) で輸送に供しなければならない。30% を超える充電率 (SoC) の単電池および/または組電池は、発地国および運航者の属する国の当局の認可がある場合のみそれらの当局により設定された書面による条件で輸送されることができる。

注：

定格容量決定のガイダンスと方法は、試験方法および判定基準の国連マニュアル第 5 改訂版、修正 1 の Section 38.3.2.3 にて参照できる。

.....

Section I B

リチウムイオン単電池および組電池が 3.9.2.6(a) および(e)の規定に合致すれば輸送に供することができる。そしてそれらは以下のすべてに合致すること。

1. リチウムイオン単電池については、ワット時定格値が 20 Wh 以下であること。
2. リチウムイオン組電池については、ワット時定格値が 100 Wh 以下であること。ワット時定格値は、2009 年 1 月 1 日より前に製造されたものを除き、電池ケースの外側にマーキングされなければならない。 **および**

2016 年 4 月 1 日より

3. リチウムイオン単電池およびリチウムイオン組電池は、定格容量の 30%以下の充電率 (state of charge) (SoC) で輸送に供しなければならない。30%を超える充電率 (SoC) の単電池および/または組電池は、発地国および運航者の属する国の当局の認可がある場合のみそれらの当局により設定された書面による条件で輸送されることができる。

注：

定格容量決定のガイダンスと方法は、試験方法および判定基準の国連マニュアル第 5 改訂版、修正 1 の Section 38.3.2.3 にて参照できる。

Section II

この Section の要件に合致したリチウムイオンの単電池および組電池は、以下を除いて、本規則の他の追加的な要件の適用を受けない。

- (a) 混載貨物に関する危険物の制限 (1.3.3.2.3 および 1.3.3.2.6)
- (ab) 旅客および乗務員の手荷物に入れられた危険物 (2.3)。このような特別に許可されたリチウムイオン電池のみ、機内持ち込み手荷物の中に入れて輸送することが出来る。
- (bc) 航空郵便に入れられた危険物 (2.4)
- (d) ユニットロードデバイスの使用 (5.0.1.3)
- (ee) 危険物の事故 (accident)、軽微な事故 (incident)、およびその他の事象 (occurrence) の報告 (9.6.1 および 9.6.2)

.....

単電池および組電池は、5.0.2.4、5.0.2.6.1 および 5.0.2.12.1 に適合する強固な外装容器に包装されなければならない。

2016 年 4 月 1 日より、

リチウムイオン単電池およびリチウムイオン組電池はそれらの定格容量の 30%以下の充電率 (state of charge) (SoC) で輸送に供しなければならない。

注：

定格容量決定のガイダンスと方法は、試験方法および判定基準の国連マニュアル第 5 改訂版、修正 1 の Section 38.3.2.3 にて参照できる。

追加要件 — Section II

……

各包装物にはリチウム電池取り扱いラベルが貼付されなければならない（図 7.4.H）。

危険物申告書は要求されない。

2016 年 4 月 1 日より

荷送人はいかなる一件の貨物においても、本 section に従って準備された二つ（2 個）以上の包装物を輸送に供してはならない。

航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 965” の文言が航空貨物運送状に含まなければならない。この文言は、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載することが望ましい。

Section II の規定に従って準備されたリチウムイオン電池の包装物およびオーバーパックは、本包装基準の規定を受けない貨物とは別にして運航者に引き渡されなければならないし、また運航者に引き渡す前にユニットロードデバイスに積み付けしてはならない。

単電池または組電池を輸送のため準備し供しようとする者は、その責任に応じたこれらの要件に関する適切な指示を受けなければならない。

オーバーパック — Section II

2016 年 4 月 1 日より

Section II の要件に従った各包装物一つ（1 個）以下の包装物をオーバーパック内に置くことができる。オーバーパックはまた、それぞれの包装物が互いに危険な反応をする物質を収納しているのでなければ、危険物または本規則の適用を受けない品物の包装物を収納することができる。オーバーパック内の一つの包装物上のリチウム電池取り扱いラベル（図 7.4.H）が視認できない場合、オーバーパックに“OVERPACK”の語をマーキングし、リチウム電池取り扱いラベルを貼付しなければならない。

注：

Section II の目的上、オーバーパックとは、一荷送人によって行われる、本 section の規定に従って準備された一つ以下の包装物を含む収納方式をいう。Section IA および/または Section IB の規定に従って準備された輸送に際しても、オーバーパック当たり Section II の包装物は一つというこの制限は依然適用となる。

706 項～707 項；包装基準 968 を以下のとおり修正する。

包装基準 968

……

Section II

……

追加要件—Section II

.....

危険物申告書は要求されない。

2016年4月1日より

荷送人はいかなる一件の貨物においても、本 Section に従って準備された二つ（2個）以上の包装物を輸送に供してはならない

航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI 968” および “Cargo Aircraft Only” または “CAO” の文言が航空貨物運送状に含まれなければならない。当該文言は、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載することが望ましい。

.....

オーバーパック—Section II

2016年4月1日より

Section II の要件に従った各包装物は一つ（1個）以下の包装物をオーバーパック内に置くことができる。オーバーパックはまた、それぞれの包装物が互いに危険な反応をする物質を収納しているのでなければ、危険物または本規則の適用を受けない品物の包装物を収納することができる。オーバーパック内の一つの包装物上のリチウム電池取り扱いラベル（図 7.4.H） および貨物機専用ラベル（図 7.4.B）が視認できない場合、オーバーパックに“OVERPACK”の語をマーキングし、リチウム電池取り扱いラベルおよび貨物機専用ラベルを貼付しなければならない。

注：

Section II の目的上、オーバーパックとは、一荷送人によって行われる、本 section の規定に従って準備された一つ以下の包装物を含む収納方式をいう。Section IA および/または Section IB の規定に従って準備された輸送に際しても、オーバーパック当たり Section II の包装物は一つというこの制限は依然適用となる。

711 項；包装基準 970 を以下のとおり修正する。

包装基準 970

.....

Section II

.....

追加要件 — Section II

単電池または組電池が組み込まれている機器によって同等の保護が供与されないのであれば、機器は、容器の容量およびその意図された用途に応じて十分な強度の適切な材料および設計により製造された強固で頑丈な外装容器内に包装されなければならない。

JACIS 誤植訂正

「△ 機各包装物には、……」を「△ 各包装物には、……」へ訂正。（「機」を削除）

第 8 章

806 項、JACIS 誤植訂正。

8.1.6.12 証明の文言 (Certification Statement)

8.1.6.12.1

- ・ 4 行目 「labeled」を「labelled」へスペリングを訂正。
- ・ 5 行目 「according to the applicable」を「according to applicable」へ訂正。
(the を削除)

第 9 章

825 項、以下のとおり修正する。

9.1.4 貨物コンテナおよび ULD (ユニットロードデバイス) の受託 (Acceptance of Freight Containers and Unit Load Devices)

9.1.4.1 運航者は以下のものを除き、危険物を収納した ULD (ユニットロードデバイス) または貨物コンテナを荷送人から受託してはならない。

……

(g) 包装基準 965、966、967、969、970 の Section II の規定に合致したリチウムイオンまたはリチウム金属の単電池あるいは組電池

注：2016 年 4 月 1 日より、運航者は包装基準 965 の Section II の規定に合致したリチウムイオン単電池およびリチウムイオン組電池を収納した ULD (ユニットロードデバイス) または貨物コンテナを荷送人から受託してはならない。

第 10 章

911 項、JACIS 誤植訂正。

10.8.3.12 証明の文言 (Certification Statement)

10.8.3.12.1

- ・ 4 行目 「labeled」を「labelled」へスペリングを訂正。
- ・ 5 行目 「according to the applicable」を「according to applicable」へ訂正。
(the を削除)

付録 D.1

1004 項、Switzerland を以下の通り訂正する。

Switzerland (CH)

Federal Office of Civil Aviation (FOCA)
Process Safety Division – Flight Operations
Operations of complex airplanes
P.O. Box 41
8048 Zurich Airport
Standardisation and Enforcement
3003 Berne
SWITZERLAND

Tel: +41 (31) 325 8039 (58) 465 8039
Fax: +41 (31) 325 8032 (43) 816 4066
Telex: 912 604
Website: www.aviation.admin.ch
email: gefahrgut@bazl.admin.ch or info@bazl.admin.ch

付録 D.2

1018 項、Switzerland を以下の通り訂正する。

Switzerland (CH)

Approvals of special form. Calculation of unlisted A values. Approvals and notifications for all Type-B packages, fissile packages, shipments and special arrangements:

Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate
Section for Transport and Waste Management
Industriestrasse 19
CH-5200 Brugg
CH-5232 Villigen/HSK
SWITZERLAND

Tel: +41 (56) 340 3918 460 8618 / +41 (56) 460 8400
Fax: +41 (56) 340 3855 460 8499
email: Stefan.theis@hsk.ch Stefan.theis@ensi.ch
email: info@ensi.ch

Import, export, transport and transit licences for nuclear materials and nuclear wastes:

Federal Office of Energy
Nuclear Energy Section
CH-3003 Bern
SWITZERLAND

Tel: +41 (31) 322 5642 (58) 462 56 42 / +41 (58) 462 56 36
Fax: +41 (31) 322 0078 (58) 462 00 78
email: office@bfe.admin.ch peter.koch@bfe.admin.ch
email: info@bfe.admin.ch

Copy of application to:

Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate
Section for Transport and Waste Management
Industriestrasse 19
CH-5200 Brugg
CH-5232 Villigen/HSK
SWITZERLAND

Licences for the import/export of non-nuclear radioactive material and carriers' licences for radioactive material:

Federal Office of Public Health
Division of Radiation Protection
Section Research Facilities and Nuclear medicine
Schwarzenburgstrasse 165
CH-3003 Bern
SWITZERLAND

Tel: +41 (31) 322 9603 +41 (58) 463 41 55
Fax: +41 (31) 322 8383 +41 (58) 422 83 83
email: Werner.zeller@bag.admin.ch raphael.stroude@bag.admin.ch
email: info@bag.admin.ch

Advice concerning the sending of radioactive material by post:

Swiss Post
Customer Service international
Paketpost
CH-3030 Bern
SWITZERLAND

Tel: +41 (31) 338 2724 +800 888 777 00 (for international calls)
Tel: 0800 888 100 (calls within Switzerland only)
Fax: +41 (31) 338 0500
email: gefahrgut@post.ch-international@post.ch

付録 E. 2

1034 項、China, People' s Republic of に以下を追加する。

Inspection Center for Dangerous Goods and Packaging
Jiangsu Entry-Exit
Inspection and Quarantine Bureau of P.R. of China
No.1268 Longjin Road, Xinbei Dist
Changzhou, Jiangsu, 213022
PEOPLES REPUBLIC OF CHINA

Tel: +86 (519) 8515 2627
Fax: +86 (519) 8690 6172
Email: gaox@jsciq.gov.cn

1035 項、India に以下を追加する。

India

C.C.Shah & Sons
239, Adarsh Industrial Estate
Andheri Sahar Road,Chakala
Andheri (E)
MUMBAI-400099
INDIA

Tel: +91 22-67575757
Fax : +91 22-28203746
Mobile: 9833684357
e-mail: dipti@zline.in / pritesh@zline.in

1036 項、以下を追加する。

Kenya

Kenya Bureau of Standards
PO Box 54974
Nairobi 00200
KENYA

Tel: +254 20 600 5490
Fax: +254 20 600 9660
email: info@kebs.org
Website: www.kebs.org

1037 項、Switzerland を以下の通り訂正する。

Switzerland

Swiss TS Technical Services AG
Richtstrasse 15
~~P.O. Box~~
CH-8304
Wallisellen
SWITZERLAND

Tel: +41 (1) 877 6144 44
Fax: +41 (1) 877 6245 02
E-mail: info@swisstts.ch
Website: www.swisstts.ch

航空危険物規則書第 57 版邦訳(訂正・追加)

2016 年(平成 28 年) 2 月 発行

一般社団法人 航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F

電話 03(5542)0712

ファックス 03(5542)0714

E-mail jacis.air.dg@jacis.or.jp

URL <http://www.jacis.or.jp/>

- ・当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。
なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。